

## 『八州廻りと組合村の編成』講座

2025-03-11 記 小倉洋一

■実施日：2025-03-06

■参加者：29名(内ところざわ倶楽部2名)

■場 所：生涯学習推進センター多目的室

■講 師：所沢市文化財保護課 木村立彦氏

はじめに

木村立彦先生による歴史講座は2014年1月「武蔵野話と斎藤鶴磯」が始まりで、以降、毎年サークル名に相応しく所沢に関するテーマを採り上げてきました。

今回は江戸時代の文化2年(1805)、関東の治安対策として創設された関東取締出役(八州廻り)と、その活動を効果的にするため、文政の改革(1827)で関東一円に編成された組合村がテーマです。所沢では具体的にどのような動きがあったのか学びました。

本日の講座は以下の通り進めていただきました。

1. 関東取締出役(八州廻り)の設置と所沢
2. 文政の改革と組合村の編成
3. 所沢の博徒と目明し和三郎



1. 関東取締出役(八州廻り)の設置と所沢

背景 江戸時代も半ばになると社会も大きく変化しました。特に農村地域は変貌し、貨幣の浸透により商売に専念する農間余業者が増えるようになり、祭礼行事や冠婚葬祭が華美になっていった。一方、飢饉による荒廃で村を離れる若者も増えた。そして、彼らが集団化し、浪人も加わり武装化して騒動を引き起こすことなどにより、治安の悪化が問題となった。

◆所沢周辺の不安な出来事(天明3年(1783)浅間山噴火)。

①天明4年(1784)狭山丘陵南側で発生した打ちこわし騒動(村山一揆) ②文化元年(1804)山口観音の入仏供養での傷害事件 ③文政元年(1818)所沢上町斎藤文次郎火事で所沢神明社、薬王寺、実蔵院ほか一帯が焼失する。(江戸の火事は殆ど放火であった。)

◆関東取締出役の設置と活動

江戸時代の関東は旗本領や幕府領が入り組み、村によっては複数の領主が支配するかたちとなっていた。文化2年(1805)横断的に警察権を行使できる関東取締出役を設置した。

当初は8名余で構成され、2人一組で行動、最初は4名が待機組で残り4名が関東各村を巡回するかたちをとっていた。警察活動だけでなく、農民の教諭活動も担っていた。

◆天保10年の大量処罰

関東取締出役が設置されて34年を経過した天保10年(1839)出役11名の処分が行われた。罪状は職務怠慢で、一定期間現地に滞在するなか接待や金品の授受が行われ腐敗していったと思われる。

#### ◆所沢における出役の活動

大きな出来事は、嘉永2年(1849)8月石原村幸次郎の捕縛作戦のため出役から組合村に対し要員の徴発があり220人が集められる等。

### 2. 文政の改革と組合村の編成

文政10年(1827)、「御取締御改革」が断行された。文政の改革は、前文5か条・後文40か条からなる法令と関東一円に組合村を編成したところに大きな特徴がある。

法令前文5か条の内容は以下の通り

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ①無宿・悪党の取り締り  | ②神事祭礼・婚礼・仏事の簡素化 |
| ③歌舞伎・手踊り等の禁止 | ④商人・職人の取り締り     |
| ⑤若者仲間の禁止     | ほかに博徒の取締り等      |

法令発布後、さらに詳細解説した「教諭書」が勘定奉行石川主水正により発布。

#### ◆組合村の編成

組合村の結成では、関八州を領主の相違に関係なく(水戸藩は除外)、地理的なまとまりを重視して、街道等の要所の村を親村として40か村前後を大組合として編成し、組合村単位に治安強化を意図した。大組合の中をさらに、3か村から5か村単位で小組合に分割して、村相互の監視に当たらせたり、無宿・悪党逮捕のための人足の動員やその費用を分担させたりした。

組合村の機能が最も有効に発揮されたのは慶応2年(1866)の武州世直し一揆の鎮圧のときである。とくに江川太郎左衛門代官所の村々では組合村単位に組織された農兵が出動して一揆勢を壊滅させた。

#### ◆所沢村組合の成立

文政12年(1829)3月に編成された。その規模は入間郡35か村、多摩郡13か村、合計48か村(実際には新田分を入れて55か村)で、その村高合計1万5,315石余、その家数合計3,331軒に及ぶとされる。

#### ◆「廻状」による情報伝達

出役は廻村する際、事前に組合村に対し「廻状」のかたちで用向き等を伝達する。内容は、治安・風俗に関する取締り全般に関するもの、人相書や盗難品の手配に関するもの、質屋古着屋古鉄買屋の帳面調べや村高家数支配姓名調べなどの調査に関するもの、寄場入用や圏(かこい)と呼ばれる仮の入牢施設の維持費の徴収に関するものなどのほか、内容を記さず印鑑を持って出頭するように命じたものもある。廻状は親村から小組合に渡され、小組合総代から各村に回覧される。包紙に入れられ緊急の度合いによって「急」「急御用」「大急」などと書かれる。なかには刻付(こくづけ)といって「午上刻」「巳中刻」「辰下刻」などと発出した時刻を記したのものもある。

### 3. 所沢の博徒と目明し和三郎

代表的な博徒

- ①林村の利八…天保15年(1844)4月博徒の親分として「花会」と称する会を催し集金活動をしたとして関東取締出役に召し捕らえられ取り調べを受ける。

②上新井村の喜太郎…文久2年(1862)「多摩郡八石山」に無宿50~60人が集結した際の中心人物。中藤村(現武蔵村山市)の「指田日記」には「所沢博徒」として100人が押し掛けたと記している。

③南永井村の村上三兄弟…攘夷論者として幕府から譴責を受けた幕臣相良安次郎(総三)を囲ったことで知られる。新次、新太、新平の3兄弟。慶応2年(1866)武州世直し一揆の際、相良とともに一揆勢と戦った。「北永井」とする文献は誤り。

#### ◆所沢の目明し和三郎

出役は巡回するなかで現地に詳しい道案内を任命して行動した。道案内は手配人の捕縛などにも当たるため犯罪人だった者を充てることが多く「岡っ引き」「目明し」などと呼ばれる。

所沢では安政2年(1855)和三郎という人物を採用した。安政7年(1860)3月3日に江戸城桜田門外で起こった井伊大老暗殺事件に関係して入牢となり手鎖の処分を受けるが、その後、所沢村組合から解放を求める嘆願書が出される。嘆願によったものかどうかはわからないが、文久3年(1863)に復職を果たした。

おわりに

文政の改革は関東農村にとって大きな改革であった。背景には変貌する農村の姿があり、一方で無宿者らによる治安の悪化があった。所沢周辺では所沢村を親村とする組合村が編成され、関東取締出役による治安対策や風俗取締りが行われた。

今後も所沢に関する、社会や庶民の暮らしをテーマとして木村先生に講師をお願いして学びたいものである。

#### 質疑応答

1) 所沢は織物が盛んで裕福であったのか、博徒が100名もいたということであるが

所沢は物流の拠点であったが決して裕福であったわけではなかった。

2) 八州廻りは関東の広い地域を8人で担当していたのか

10人くらいで関八州をカバーしていた。

3) 関東以外も八州廻りのような組織はあったのか

関東は支配関係が旗本領や幕府領が入り組み複雑であったため、横断的に警察権を行使できる関東取締役出役が設置された。

関東以外は支配者が明確であったため関東取締出役のような組織はいらなかった。

その他

#### 参考資料・参考文献

本日の「八州廻りと組合村の編成」講座、配布資料より引用

所沢市史ダイジェスト版「ところざわ歴史物語」増補改訂版令和2年

所沢市史、上平成3年

担 当

E グループ 中村恵子・伊藤裕章・田沼幹子・小倉洋一